



第9章

推進体制

第9章

推進体制

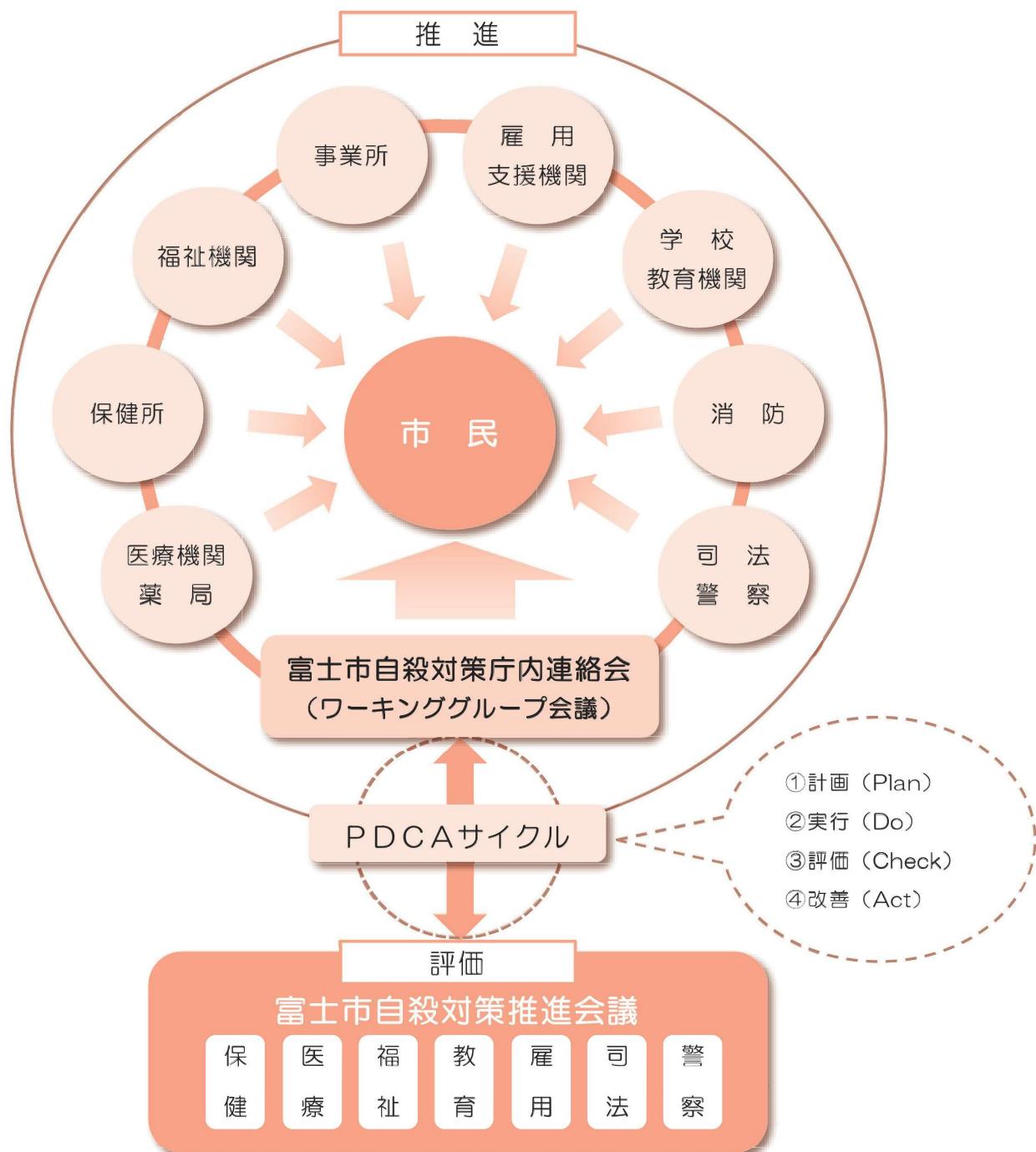


1

行政内部の推進体制

本計画を着実に推進するため、庁内関係課で組織する「富士市自殺対策庁内連絡会（ワーキンググループ会議）」において、施策の進捗状況の進行管理などを行います。

また、保健、医療、福祉、教育、雇用、司法、警察等の関係機関で組織する審議会「富士市自殺対策推進会議」において、PDCAサイクルを通じた評価を行うなど計画の検証に努めるとともに、必要に応じ本計画の見直しを行います。



2 企業や団体等とのパートナーシップ

本市は、令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定されています。本計画におきましても、企業や団体等とのパートナーシップのもとで推進していきます。

行政と企業の協働により地域課題を解決することを目的に、本市は、様々な企業と連携協定を締結しています。本計画の市民の「生きるを支える」分野においても、協定を締結する企業と更なる連携を強化し、それぞれの事業活動において協働していくことを推進します。

また、本計画の計画目標や個別の取組について、「SDGs共想・共創プラットフォーム」に行政課題として公表し、その解決に向けて、様々な企業や団体から広く提案を受け付けるとともに、官民連携によるプロジェクト創出拡大を図り、本計画に位置付けた取組の効果の拡大や加速化を図ります。



【富士市 SDGs共想・共創プラットフォームの構成図】